

定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和5年2月28日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和5年4月3日

山形市監査委員 玉 田 芳 和
同 村 山 秀 幸
同 菊 地 健太郎
同 武 田 聡

(様式)

総 第 150 号

令和5年3月27日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝 弘

総務部定例監査結果についての措置状況（通知）

令和5年2月28日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
職員課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 税外収入滞納整理事務において、督促状発付の手続きが行われていないものがあった。	1 山形市財務規則に従い、今後は適正に事務を行ってまいります。
広報課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 警備報告書において、次のようなものがあった。 (1) 火気の消し忘れについて、12月から3月の間で指摘があったもの(蔵王コミュニティセンター、本沢コミュニティセンター) ・蔵王コミュニティセンター 3日3件 ・本沢コミュニティセンター 2日2件 (2) 1階部分の未施錠・開放について、12月から3月の間で指摘があったもの(滝山コミュニティセンター、南山形コミュニティセンター、蔵王コミュニティセンター)	1 (1) 火気の消し忘れについて、全てのコミュニティセンター受託団体代表、所長あてに通知文を送付し注意喚起を行いました。 ・定期的なコミセンだより掲載や火気周辺への貼り紙 等 ・利用団体の集まり（総会、美化活動時 等）での周知 ・警備報告書で指摘があった場合の、使用責任者への指導 繰り返す団体には所長名での文書等による警告も検討 ・事務局職員による、業務終了時確認の徹底

	<ul style="list-style-type: none">・滝山コミュニティセンター 2日2件・南山形コミュニティセンター 4日4件・蔵王コミュニティセンター 2日2件	<p>また、事務局長会議、運営受託団体代表者会議にて確認の徹底を依頼しました。</p> <p>さらには、定期的に、全てのコミュニティセンターに注意喚起を行うことに加え、火気の使用時期前に利用者への徹底を含め改めて強く注意を促します。</p> <p>(2) 1階部分の未施錠・開放について、(1)と同趣旨の対応を行います。</p>
--	---	--